

法人会ニュース



●今月の便に同封している書類（ご案内等）

- ◆「改正税法説明会」のご案内
- ◆ ほうじん夏号
- ◆「法人会貸倒保障制度（三井住友海上火災保険株式会社）」のご案内

●本部等の行事

月	日	曜	内容	
7	19	水	電子帳簿保存法説明会	15:00～16:30 於:福岡ガーデンパレス

●支部の行事

月	日	曜	内容	
7	3	月	租税教室（第13支部）	10:30～12:05 於:弥永西小学校
7	5	水	租税教室（第13支部）	10:35～11:20 於:老司小学校
7	10	月	租税教室（第7支部）	10:20～11:05 於:春吉小学校
7	18	火	租税教室（第12支部）	9:30～10:15 於:若久小学校

●青年部会の行事

月	日	曜	内容	
7	12	水	役員会	11:00～12:00 於:福新楼
7	28	金	カップリングパーティー	19:00～22:00 於:クアンティック

●女性部会の行事

月	日	曜	内容	
7	21	金	役員会	～ 於:未定

(I) 税務カレンダー

- 7月10日 ●源泉所得税の納付（年2回納付の特例適用者は1月～6月分を納付）
- 7月18日 ●所得税の予定納税額の減額申請（7月15日から7月17日が土曜・日曜・休日につき期限は7月18日）
- 7月31日 ●所得税の予定納税額（第1期分）の納付
●5月決算法人の確定申告
●11月決算法人の中間申告、消費税・地方消費税の中間申告

(II) 知らないで損する税情報

災害損失(1)

税理士 堤 一 博

今回は、法人が震災、風水害、火災等の災害により、所有する建物・機械装置や備品・商品について生じた損失や費用（災害損失）の処理について解説します。

法人税法では、「災害」とは、「震災、風水害、火災、冷害、雪害、干害、落雷、噴火その他の自然現象の異変による災害及び鉱害、火薬類の爆発その他の人為による異常な災害並びに害虫、害獣その他の生物による異常な災害」（法人税法第58条第1項、同施行令第115条）としています。

一般的に、会計処理では、地震などによる店舗や事務所などの有形固定資産の損壊額、浸水等によりその価値を失った商品・製品や原材料などの棚卸資産の帳簿価額などの資産損失だけではなく、倒壊した建物等から出た廃材・土砂・その他の障害物等の除去費用、店舗や事務所などの復旧の費用を「災害損失」として被災した事業年度に確定した損失の額を計上します。この場合、企業の通常経営では起こることのない例外的な損失である「損益計算書」の『特別損失』に計上します。ただし、「災害」による損失が軽微の場合には『営業外費用』に計上することも考えられます。というのも、『特別損失』は、①臨時の事象に起因すること、②費用または損失が多額であることが要件で、その事業者の規模から金額的に判断することになります。会計上、期間費用処理されることから、税務の「損金経理」要件をクリアできます。

被災法人の「災害損失」に関する法人税の取扱いは、下記のとおり、損金経理することで費用化できます。

1 災害により滅失・損壊した資産等 法人税法 22 条 3 項

法人の有する商品、店舗、事務所等の資産が災害により被害を受けた場合に、その被災に伴い右のような損失または費用が生じたときには、その損失または費用の額は損金の額に算入できる。

- 1 商品や原材料等の棚卸資産、店舗や事務所等の固定資産などの資産が災害により滅失または損壊した場合の損失
- 2 損壊した資産の取壊しまたは除去のための費用
- 3 土砂その他の障害物の除去のための費用

2 資産の評価損 法人税法 33 条 2 項

法人の有する棚卸資産、固定資産または一定の繰延資産につき災害による著しい損傷が生じたことにより、その時価が帳簿価額を下回ることとなった場合には、帳簿価額と時価との差額につき、損金経理をすることにより、評価損を計上して損金の額に算入することができる。

3 復旧のために支出する費用 法基通 7-8-6

法人が災害により被害を受けた固定資産（その被害に基づき評価損を計上したものを除く。以下「被災資産」。）について支出する右のような費用に係る資本的支出と修繕費の区分については、右のとおりとする。

- 1 被災資産についてその原状を回復するための費用は、修繕費。
- 2 被災資産の被災前の効用を維持するために行う補強工事、排水または土砂崩れの防止等のために支出する費用について、修繕費とする経理をしているときは、この処理が認める。
- 3 被災資産について支出する費用（上記1または2に該当する費用を除く。）の額のうち、資本的支出か修繕費か明らかでないものがある場合、その金額の30パーセント相当額を修繕費とし、残額を資本的支出とする経理をしているときは、この処理が認める。

上記取扱いのうち、3 復旧のために支出する費用（法基通 7-8-6（災害の場合の資本的支出と修繕費の区分の特例））の資本的支出（その固定資産の価値を高め、又はその耐久性を増すこととなる支出のこと）の取扱いでは、その他の法人税上の取扱いである法基通 7-8-1（資本的支出の例示）、同 7-8-2（修繕費に含まれる費用）、同 7-8-3（少額又は周期の短い費用の損金算入）、同 7-8-4（形式基準による修繕費の判定）、同 7-8-5（資本的支出と修繕費の区分の特例）よりも修繕費として損金経理することによる損失計上の枠を広げているといえます。

また、被災事業年度に損失額が確定していない場合の会計処理では、災害損失引当金を計上することができます。この仕訳は、被災事業年度に借方に費用科目の「災害損失引当金繰入額」、貸方に負債科目の「災害損失引当金」とし、被災を受けて直接損失になる見積金額や今後が発生する撤去費用や修繕費の見積金額を計上します。なお、保険（地震保険など）で補填される金額がある場合には、損失額からその保険金額を控除して計算します。被災翌事業年度では、損失額や撤去費用が確定したら引当金から取り崩し、被災翌事業年度で「災害損失引当金」の残高がある場合には、これを取り崩して戻入れ処理します。

税務においても、会計処理に準ずる『災害損失特別勘定』の設定を規定しています（法基通 12-2-1～12-2-15）。

被災事業年度に保険金を受け取ったものの、その修繕を完了しないうちに決算期を迎えた場合に使用できる措置です。被災法人が、被災事業年度において、被災した棚卸資産、固定資産及び他の者の有する固定資産を利用するために支出した繰延資産の修繕等のために、災害のあった日から1年以内に支出する費用の適正な見積額として算定した繰入限度額（被災資産の時価と簿価との差額又は被災資産の修繕費等の見積額のうちいずれか多い金額）以下の金額を、損金経理により災害損失特別勘定に繰り入れた場合には、その「災害損失特別勘定繰入損」の金額を、被災事業年度の損金の額に算入することができます。そして、被災翌事業年度において、災害損失特別勘定の残額がある場合には、その残額を取り崩して益金の額に算入することとなりますが、やむを得ない事情により修繕等が遅れているときは、税務署長の確認を受けることにより、その修繕等が完了すると見込まれる日の属する事業年度まで、災害損失特別勘定の残額の益金算入を延長することができます。この『災害損失特別勘定』ですが、上記の会計でいうところの「災害損失引当金」と同様の性質で、災害にかかる損失見込相当額を前倒して負債に計上するものです。この損金経理において、その科目の名称は、会計の「災害損失引当金繰入額」・「災害損失引当金」でも、税務の「災害損失特別勘定繰入損」・「災害損失特別勘定」でも構いません。ただし、①災害損失特別勘定の設定は内部取引であることから、損金経理により繰り入れることになり、申告調整の方法により災害損失特別勘定へ繰入額を損金算入することはできないこと（法基通 12-2-

6)、②災害損失特別勘定に繰入れを行う場合には、被災事業年度の確定申告書等に「災害損失特別勘定に損金算入に関する明細書」を、又は同勘定の金額を益金に算入する場合には、その事業年度の確定申告書に「災害損失特別勘定に益金算入に関する明細書」の添付が必要であること（法基通 12-2-9、11）、③原則として災害発生から1年以内に支出する被災資産の修繕に必要な修理費用等で合理的に見積もることができる場合であることに留意願います。

さらに、被災事業年度の欠損金のうち、災害損失で生じた部分（被災した棚卸資産、固定資産及び他の者の有する固定資産を利用するために支出した繰延資産の損失に限る。）については『災害損失欠損金』とありますが、この損失の発生した事業年度が青色申告書を提出できない事業年度であっても、その災害損失欠損金額に相当する金額は、その事業年度から10年間にわたって繰り越して控除されます。

また、「災害損失欠損金の繰戻しによる還付」や「中間申告（仮決算）における災害損失金額に係る所得税額の還付」の制度もありますので、必要に応じてご検討ください。

今回は、災害にあたって受け取った保険金等で取得した固定資産等の圧縮記帳について解説します。

福岡中部法人会 講習会・研修会等予定表

年	月	日(曜)	時間	主催	行事	会場
2023	8	24(木)	13:00～13:50	本部	正副会長会	福岡ガーデンパレス
		24(木)	14:00～15:00	〃	理事会	〃
		29(火)	15:00～16:30	〃	改正税法説明会	〃
	9	11(月)	14:00～16:30	本部	決算事務説明会	福岡ガーデンパレス
				〃	経営セミナー	〃
10						

※ 日時、会場等変更になる場合があります。(空白のところは未定です)

※ 各行事は、新型コロナウイルス感染症の関係で、中止若しくは延期する場合があります。